

## 依存症等対策の関連計画との計画期間の比較

	期間	28	29	30	31(元)	2	3	4	5	6	7	8
京都府 保健医療計画	6年 中間見直し有			現行計画			(30~5)			次期計画		
京都府 障害者基本計画	6年 ※現行4年					現行計画(2~5)			次期計画			
京都府 障害福祉計画	3年			第5期障害福祉計画		第6期計画			第7期計画			
京都夢実現プラン (京都府総合計画)	—				計画期間(元10月~5)							
京都府アルコール健康 障害対策推進計画	4年		第1期計画									
京都府依存症等対策 推進計画(仮称)	6年 中間見直し有						今回策定			6年		

【案】 計画期間は6年、3年毎に中間見直し実施

【メリット】 中間見直しの実施により、保健医療計画、障害者基本計画、  
障害福祉計画等と同時に見直しを行え、整合を図りやすい

【デメリット】 国の基本計画と計画期間が揃わない

## 【参考】

国アルコール健康障害 対策推進基本計画	5年以内		第1期計画			第2期計画					
------------------------	------	--	-------	--	--	-------	--	--	--	--	--

\* 国計画と府計画の期間は必ずしも同じにする必要なし(参酌基準)

国ギャンブル依存症等 対策推進基本計画	3年以内			第1期計画		第2期計画			第3期計画		
------------------------	------	--	--	-------	--	-------	--	--	-------	--	--

\* 国計画と府計画の期間を必ずしも同じにする必要なし(参酌基準)